

奈良県立美術館整備基本構想

令和8年3月

奈良県

目 次

第1章 美術館再整備の背景

1 奈良県立美術館の現状	
1-1 上位計画	1
1-2 現施設の概要	4
1-3 主な収蔵資料の概要	5
1-4 県立美術館としてのマッピング	7
1-5 美術館学芸員の意見	11
2 現美術館における課題整理	15
3 美術館を巡る動向	16

第2章 美術館再整備の基本理念

1 基本コンセプト	19
2 将来像	19
3 3つの使命（ミッション）	20

第3章 新美術館の事業活動

事業活動1 奈良県ゆかりの芸術文化に光を当てる【調査研究、収集・保存】	25
事業活動2 県民が多様な芸術文化と出会う【展示】	26
事業活動3 県民の芸術文化活動の拠点になる【教育普及】	27
事業活動4 奈良県の芸術文化を通じて世界につながる【対話と連携】	28
事業活動5 奈良県の芸術文化から新たな価値を創造する【価値創造】	29

第4章 施設整備方針

1 立地、整備方針	
1-1 現施設の状況	30
1-2 立地の検討	32
1-3 整備方法の検討	34
2 新美術館の機能と規模	
2-1 必要な諸室・機能	38
2-2 奈良春日野国際フォーラム～薨～の改修に向けた課題	39
3 整備スケジュール	43

第5章 運営方針

1 運営体制	44
2 民間資金活用	46

参考資料

奈良県文化創造ギャザリング概要	47
-----------------	----

第1章 美術館再整備の背景

1 奈良県立美術館の現状

1-1 上位計画

- ①文化芸術基本法（平成29年6月改正）
- ②文化芸術推進基本計画（第2期）－価値創造と社会・経済の活性化－
(令和5年3月閣議決定)
- ③奈良県文化振興条例（令和3年4月制定）
- ④奈良県文化活動振興大綱（令和5年3月改定）

① 文化芸術基本法（平成29年6月改正）

「文化芸術振興基本法」について、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の対象に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することを趣旨として、「文化芸術基本法」へと改正。

[関連する項目]

- 地方公共団体の責務（第四条）：地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 文化芸術団体の役割（第五条の二）：文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。
- 関係者相互の連携及び協働（第五条の三）：国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。
- 文化芸術に関する基本的施策（第三章） ※美術館に関する項目を抽出
 - ・芸術の振興
 - ・メディア芸術の振興
 - ・伝統芸能の継承及び発展
 - ・芸能の振興
 - ・生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及
 - ・文化財等の保存及び活用
 - ・地域における文化芸術の振興
 - ・国際交流等の推進
 - ・国民の鑑賞等の機会の充実
 - ・高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実
 - ・青少年の文化芸術活動の充実
 - ・学校教育における文化芸術活動の充実
 - ・美術館、博物館、図書館等の充実
 - ・地域における文化芸術活動の場の充実
 - ・情報通信技術の活用の推進

②文化芸術推進基本計画（第2期）－価値創造と社会・経済の活性化－

（令和5年3月閣議決定）

文化芸術基本法の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定。第2期基本計画は、我が国の文化芸術を取り巻く状況の変化や第1期基本計画期間の成果と課題を踏まえ、第1期の4つの目標を中長期目標として基本的に踏襲したうえで、令和5年度～令和9年度において推進する7つの重点取組、16の施策群、これらの施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組を示している。

[関連する項目]

文化芸術政策の中長期目標（今後の文化芸術政策の目指すべき姿）

○中長期目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されていることを目指す。

○中長期目標2 創造的で活力ある社会の形成

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されていることを目指す。

○中長期目標3 心豊かで多様性のある社会の形成

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されていることを目指す。

○中長期目標4 持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティが形成されていることを目指す。

③奈良県文化振興条例（令和3年4月制定）

文化振興に関して、歴史文化資源に対する理解及び関心の増進並びに文化活動への参加の促進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に資することを目的に、基本理念と文化振興に関する施策の基本的な事項を定めた。

なお、奈良県立美術館は、文化振興関連施設の一つとして位置づけられており、施策を推進する拠点として活用し、観光、産業等の分野と連携した効果的な運営を図ることと定めている。

[関連する項目]

第三条 文化振興は、歴史文化資源が県民にとってかけがえのない財産であること及び文化活動が生活を豊かにするものであることに鑑み、県、県民、歴史文化資源の継承及び活用を行う者、文化活動を行う者、教育機関、事業者その他の主体の相互の連携及び協力の下、次に掲げることを基本として行わなければならない。

- 一 歴史文化資源を通して、地域の文化に対する理解及び関心を増進し、誇りと愛着を持つことができる地域社会の形成に資すること。
- 二 文化を享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民及び県を訪れる者がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化に親しむことができる環境を整備すること。
- 三 個人の自主性及び創造性が十分に尊重されること。
- 四 文化振興により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に活用すること。

④奈良県文化活動振興大綱（令和5年3月改定）

年代や性別、障がいのあるなし等に関わらず、誰もが文化活動を盛んに行い、生活を楽しむことができる心豊かな社会の実現、文化活動の力で地域の振興を図り、「文化の力で奈良を元気に」することを目指し、本県が我が国の芸術文化分野を代表する能や茶道の発祥の地とされていること、県民の芸術文化への関心度の高さを意識することとしている。

[関連する項目]

文化芸術振興施策の方向性

（1）県民の文化活動の充実への支援

- ・県立美術館では奈良県ゆかりの作品や作家、新聞社等他機関と連携した話題性のある展覧会等を開催し、幅広い人々が美術品鑑賞を楽しめる機会を提供します。

（2）地域における文化活動に対する支援等

- ・県立美術館のギャラリーを活用し、奈良ゆかりの若手アーティストの作品展示や、県内文化施設等との連携展示に取り組みます。

（3）交流の促進

- ・障がいのある人のアート作品の展示や舞台芸術等を通じて、障がいのある人となない人の交流を図ります。

（4）人材育成等

- ・小中学校において、芸術文化団体による実演、芸術家派遣やワークショップを実施し、子どもたちに質の高い芸術文化を鑑賞体験する機会を確保するとともに、将来の芸術家や観客を育成します。
- ・若者の美術活動の活性化を図るため、次世代を担う青少年の成果発表の場として、日本画・洋画・彫刻・工芸・デザイン・書芸・写真の作品を公募するジュニア向けの美術展覧会を開催します。

（5）伝統芸能等の継承、発展及び保存に対する支援等

（6）情報の収集及び発信

- ・人通りの多い大宮通沿いの広報掲示物にて本県の主要な文化イベントや美術館の魅力を強力に発信することで、各催し物への集客を促進します。

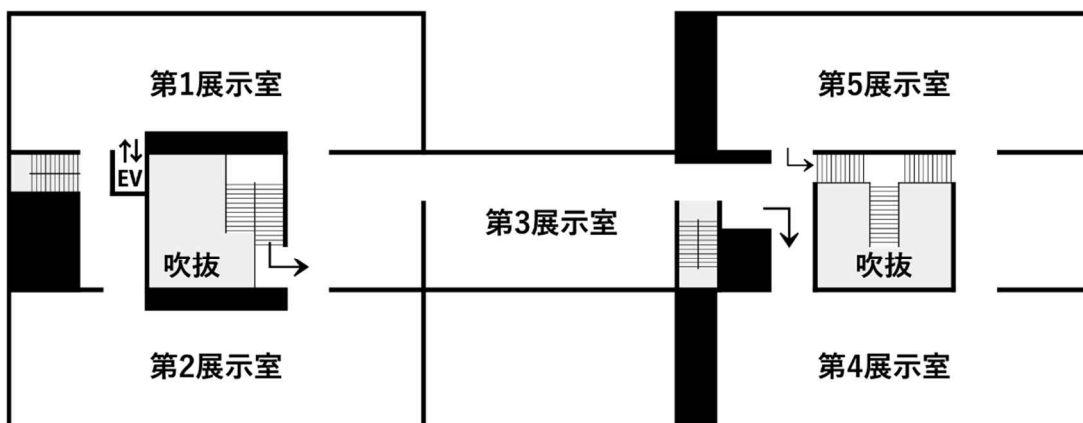
1-2 現施設の概要

建築面積：2,300.60 m²

延床面積：5,451.20 m²

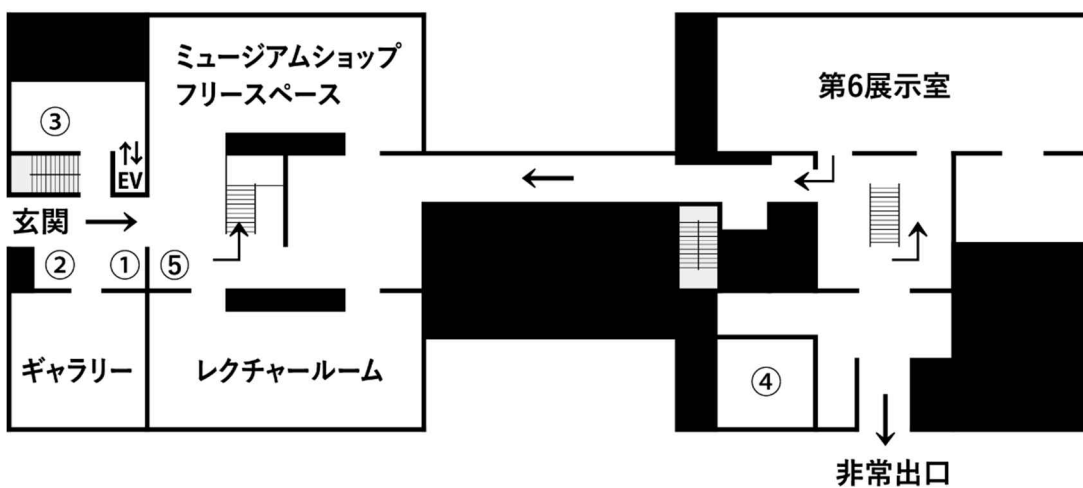
○平面図

2 F (1,448.32 m²)



①受付 ②コインロッカー ③トイレ ④トイレ・多目的トイレ ⑤休憩スペース

1 階 (1,648.11 m²)



地階 (2,154.57 m²)

収蔵庫前室、収蔵庫、準収蔵庫、写場、荷解室、倉庫、資料室、
機械室（空調、電気）

1-3 主な収蔵資料の概要

奈良県立美術館は、江戸時代の日本画、浮世絵、女性風俗に関する各種工芸資料を中心とする「吉川観方コレクション」の寄贈を契機として設立された。その後、「由良コレクション」、「大橋コレクション」、複数の近代日本画コレクション等の寄贈を受けるとともに、富本憲吉の陶芸作品の他、奈良にゆかりの深い作家・主題の作品を収集することにも力を注いできた。現在では、鎌倉時代から現代に至る絵画・工芸・彫刻・書跡・風俗資料等、約 5,600 点の作品を収蔵している。

分類	点数	主な資料
絵画 (版画含む)	3,624 点	【中近世絵画】伝雪舟《秋冬山水図》、《伝淀殿画像》、曾我蕭白《美人図》、元信印《洛中洛外図帖》、葛飾北斎《瑞亀図》 【近現代日本画】上村松園《春宵》、不染鉄《落葉浄土》、平山郁夫《長安の残輝》 【近現代洋画】久米桂一郎《清水秋景図（山径晚輝）》、普門暁《鹿、青春、光、交叉》、絹谷幸二《チェスキーニ氏の肖像》 【現代美術】白髪一雄《作品》、田中敦子《作品》 【版画・デザイン】歌川広重《名所江戸百景》、喜多川歌麿《一富士二鷹三茄子》、田中一光《JAPAN》、ヨルク・シュマイサー《奈良拾遺「東大寺 賓頭盧尊者」》
彫刻	67 点	柳原義達《道標・鴉》、井上武吉《いきもの》
工芸	1,088 点	【陶磁】富本憲吉《磁器赤地金銀彩羊歯模様蓋付飾壺》 【染織】《菊水文様 小袖》 【武具】《色々威腹巻 大袖・喉輪付》 【漆工】北村昭斎《瑠璃螺鈿花形盤》
その他	821 点	【書跡】《豊臣秀吉朱印状 柘植左京亮宛》《徳川家康書状 徳善院他三名宛》 【資料】《吉川観方宛書簡》《関保之助蒐集武具資料》
合計	5,600 点	

[主な収蔵資料]

○吉川観方コレクション：日本画家であり風俗研究家でもあった吉川観方氏が収集したコレクションの一部。点数は約 2,000 点にのぼり、風俗画や浮世絵を含む近代絵画、小袖や帯をはじめとする染織資料等その内容は多岐にわたる。風俗研究の過程で形成されたコレクションとして、近世を中心とした服飾・風俗の変遷をたどれることも大きな特色である。

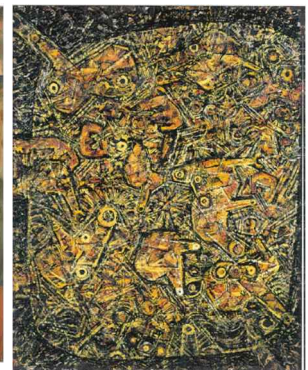


○由良哲次コレクション：由良哲次博士収集のコレクションで、1978年(昭和53年)に寄贈。日本の中世から近代に至る絵画、中国絵画。書跡、彫刻、工芸等、約100点で構成される。曾我蕭白「美人図」がよく知られており、絵画では水墨画が多いことも特色である。



○大橋嘉一コレクション：大橋嘉一博士が収集したコレクションの一部で1978年(昭和53年)に遺族によって寄贈された約500点の作品からなる。

戦後の日本の抽象美術、とりわけ1960年前後の具象美術、パンリアル美術協会、日本表現派等、アンフォルメルやアクション・ペインティング周辺の作家たちの現代美術が中心で、高度成長期下の日本美術の一動向がうかがえる。



○富本憲吉作品：近代陶芸の巨匠・富本憲吉の作品約220点。郷土・奈良にゆかりの作家として、開館以来その作品の収集に努めた結果、7歳のときの習字から最晩年の作品まで、技法の変遷も含めて全時代を偏りなく網羅している。



○奈良ゆかりの作家・主題をはじめとする、近代・現代の作品：

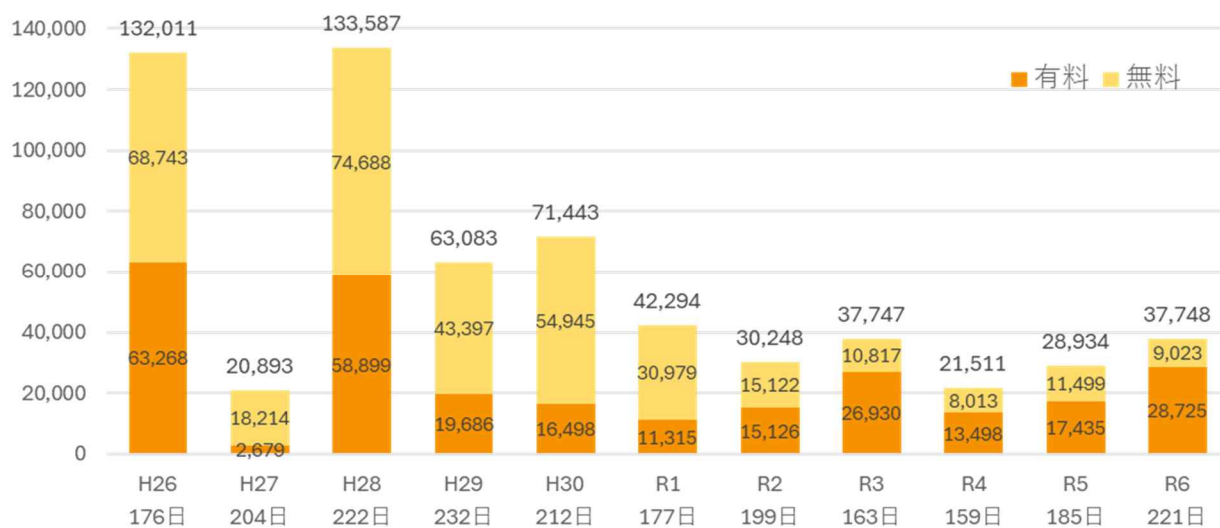
高畑グループとそれを取り巻く主要作家の作品、田中一光、洋画(久米桂一郎、小杉放菴、中沢弘光、普門暁、絹谷幸二他)、日本画(竹内栖鳳、池田逢邨、上村松園、平山郁夫他)、彫刻(菅原安男、澤田政廣、柳原義達、井上武吉他)、版画(川瀬巴水、笹島喜平他)



1-4 県立美術館としてのマッピング

①入館者総数の経年変化

- ・平成 29 年以降、減少傾向にあり、新型コロナウイルスの流行の期間は 3 万人前後で推移し、最も少ない令和 4 年度は 2 万人まで落ち込んだ。その後、回復傾向にあるが、令和 6 年度時点ではコロナ禍以前のレベルに戻っていない。



※「無料」には、「無料入館者」と「無料スペース」を含む

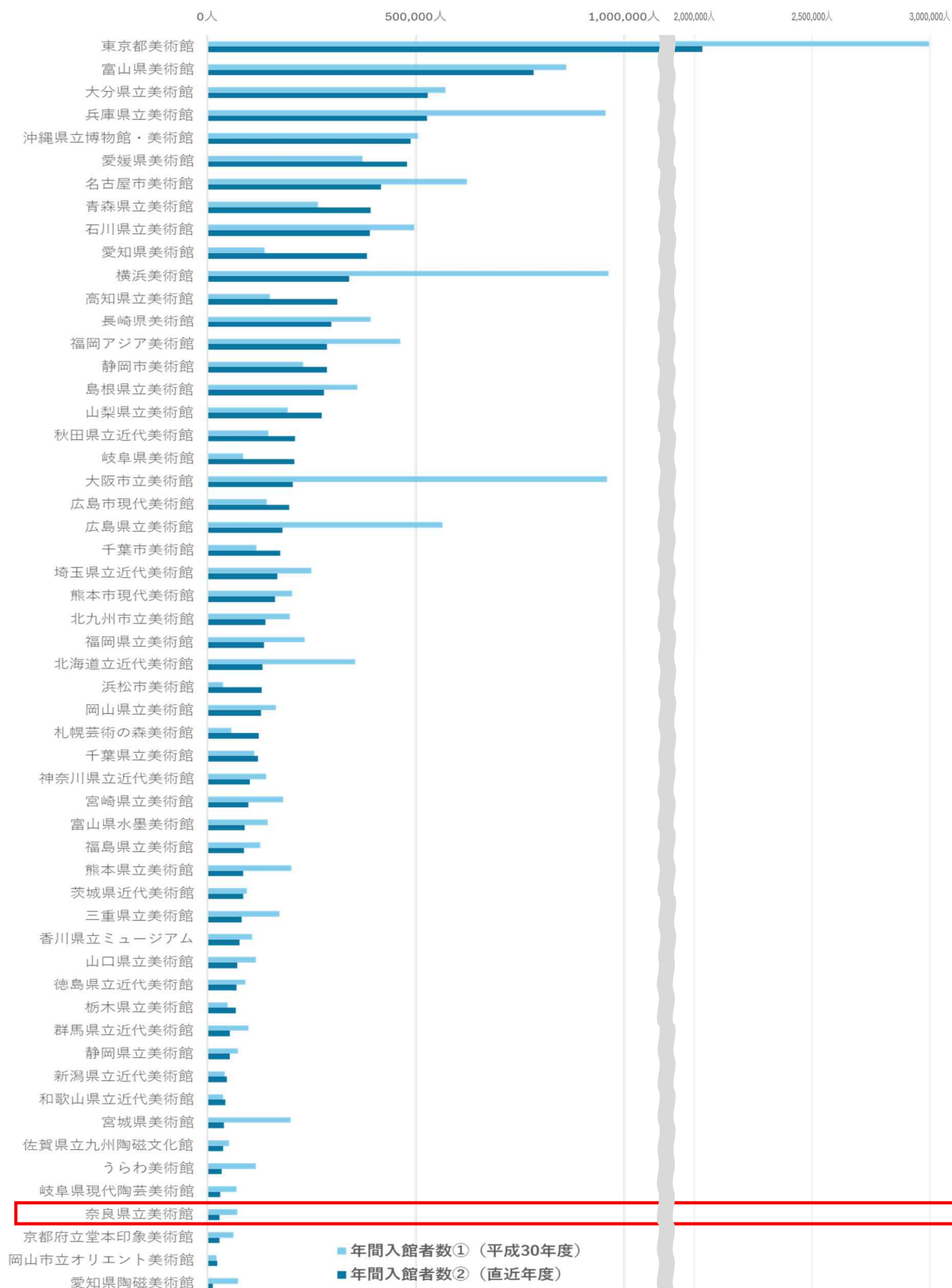
②他館との比較

②-1.年間入館者数

県立及び政令指定都市の主な美術館 55 館の年間入館者数（平成 30 年度、直近年度）を比較した。

- ・直近年度では、奈良県立美術館は 28,934 人で 52 位
- ・中央値は 132,241 人

■県立及び政令指定都市の主な美術館 55 館の年間入館者数（直近年度順）



②-2.奈良県と規模に近い自治体の設置した美術館（奈良県人口の80～120%）

人口規模が近い（奈良県人口の80～120%）自治体（県・政令指定都市を含む）が設置した美術館10館と比較した。

- ・延床面積は、うらわ美術館の次に小さい。ただし、うらわ美術館はビル内に設置された美術館であるため、単独館としては最小。また、11館中7館が10,000㎡以上であり、同規模自治体の施設としては非常に小さい。
- ・年間入館者数は、11館中最も少ない。

No.	館名	設置自治体人口 (2024年10月1日現在)		延床面積		展示室面積	最新の年間 入館者数	開館 日数	備考
			対 奈良県美		対 奈良県美				
1	宮崎県立美術館	1,033千人	80%	10,333.23㎡	190%	2,926.00㎡	98,377人	293日*	令和5年度
2	大分県立美術館	1,085千人	84%	17,084.00㎡	313%	3,883.00㎡	528,258人	365日	令和6年度
3	石川県立美術館	1,098千人	85%	12,422.33㎡	228%		390,187人	329日*	令和5年度
4	青森県立美術館	1,165千人	91%	21,222.19㎡	389%		391,287人	321日	令和5年度
5	広島市現代美術館	1,180千人	92%	9,291.00㎡	170%		194,826人	307日*	令和5年度
6	長崎県美術館	1,252千人	97%	10,092.00㎡	185%	2,767.00㎡	297,477人	337日*	令和5年度
7	愛媛県美術館	1,276千人	99%	10,365.46㎡	190%		478,304人	231日	令和5年度
8	奈良県立美術館	1,285千人	-	5,451.20㎡	-	1,621.32㎡	28,934人	185日	令和5年度
9	山口県立美術館	1,281千人	100%	5,477.88㎡	100%	1,822.13㎡	237,216人	272日*	令和5年度
10	うらわ美術館	1,350千人	105%	2,300.00㎡	42%	732.60㎡	32,776人	200日*	令和5年度
11	沖縄県立博物館・美術館	1,466千人	114%	23,721.00㎡	435%	1,979.00㎡	488,419人	299日*	令和5年度 延床面積・来館者数は博物館部門と美術館部門の合計 展示室面積は、美術館展示室の合計

※「開館日数」の「※」は、休館日や休館期間等の情報を元に算出した類推値

「うらわ美術館」は、2023年11月19日～2024年9月末の期間、改修工事のため休館。

1-5 美術館学芸員の意見

部門	No.	必要な設備	規模・条件
展示	1	空調無しでも温・湿度変化の緩やかな外壁設備（特に収蔵庫・展示室）	空調稼働時以外でも、温湿度の変化が5°C・3%RH/時程度になるような断熱性を備えた空間。
	2	光の変化の少ない館内環境	無料スペース等、開放されたゾーンは外光や照明による明るさの変化があってもよいが、作品を展示しているゾーンは明るさの変化があると鑑賞体験を損ねる。
	3	安全な場所としっかりしたたてもの	あらかじめハザードマップを確認し、浸水高等を想定した場所（奈良時代からの災害記録を踏まえた上で比較的安全と考えられる場所）。耐火・耐震構造をもつ鉄筋コンクリート造。収蔵庫・展示室は熱負荷対策を十分にし、それらの部屋を地下に設ける場合には底盤に防水措置を行う。配管や空調等のダクトの結露対策、振動対策を行う。 また、築年数が経過したのちコンクリート等から文化財に有害なガスが発生しないか、発生してもすぐに取り除ける設備があること。
	4	展示室の環境	展示室も収蔵庫同様に屋外の環境を極力受けにくい設計とする。日照による熱負荷や配管、外壁等の結露対策、他部屋からの振動対策を行う。
	5	展示室 1	常設展示室：280㎡以上（ウォールケース含） ウォールケース幅：2700mm以上（延べ可） ウォールケース奥行：1500mm程度 天井高：4,000mm以上（壁面とのプロポーシオンを考慮すること） ※奈良県立美術館の収蔵品の性質に沿った特別室とすること。
	6	展示室 2	企画展示室：総面積 775㎡以上（ウォールケース含） ウォールケース総幅：142.5m以上 ウォールケース奥行：1500mm程度 総壁幅：170m以上 天井高：4,000mm以上（壁面とのプロポーシオンを考慮すること）
	7	展示室	企画展・常設展問わずフレキシブルに使える展示室が必要（展示ケース、仮設・移動壁の設置等）。
	8	コレクション展示室	作品・資料の性質に適応した設備。スペックの違う展示室を3室（古美術・近代美術・現代美術等）。温湿度変動の少ない構造であること。
	9	企画展示室	素材・サイズ・制作年代等多様な作品の展示に対応できる設備。温湿度変動の少ない構造であること。空調設備、壁ケース、可動壁の設置。
	10	可動壁を備えた展示室	作品や資料のサイズや展示の条件に応じて、展示室の仕様を変更できる展示室空間が必要。
	11	エアタイト機能を備えた壁面展示ケース	展示室とは空気に遮断された壁面の展示ケース。

部門	No.	必要な設備	規模・条件
展示	12	美術館仕様の照明機器	UV・IR カット機能を備え、作品や資料に適した照度に調整できる照明機器を備えた展示室（スポットライトを含める）、設置作業のための備品（タワーやリフト）を含む。
	13	展示室の環境 2	紫外線除去を施した蛍光灯や白熱灯等紫外線を出さない光源を用い、温度上昇を避けるとともに、文化財の材質に応じて調光可能な装置を備える。清掃、展示物の整理や出し入れといった作業には床面 300Lx 程度の照度。行う作業に応じた必要最低限の照度で照らすこと、作業に関係が無い展示物に光があたらないようにすることが必要であり、調光可能であること、室内の区間ごとに照明できることが望ましい。
	14	展示準備室（展示ケース等収納倉庫）	常設展示室および企画展示室に隣接する場所に展示準備室を 200 m ² 程度。
	15	備品倉庫	展示台・展示備品（資材・照明）等を無理なく収納できる空間で、作業効率の良い（大型の扉等）を備えた作り。
	16	展示備品用の保管庫	展示室と近接した位置に配置され、展示台を過度に積み上げずに管理できる広さがあること。温湿度が適切に維持される構造、空調状況であること。
	17	倉庫	展示具、展示ケース、照明等を収納するスペースが必要。
	収蔵	18	十分な空間を備えた収蔵庫
19		収蔵庫	作品・資料の性質に対応して収納・管理できる収蔵庫。今後の収蔵に備えて現状より増床する必要あり（現状 621 m ² ×2~3 倍か）。現代美術の収蔵庫には高い天井が必要。空調停止中でも温湿度が保たれる構造で作られていること。
20		収蔵庫（複数）	広さ：1,200 m ² 以上 天井高：3,000mm 以上 開口部高：3,000mm 以上 前提：文化財公開施設の計画に関する指針に則った設計とすること。
21		収蔵庫、収蔵庫前室	現状の 2 倍の床面積（1200 m ² ）、天井高 4m 以上のスペースは必要。
22		収蔵庫前室	広さ：75 m ² 以上 天井高：3,000mm 以上
23		収蔵庫の環境	収蔵庫の工法、採用する建材、温度と湿度、換気を個別に管理する簡易空調設備によって 24 時間空調かけずに温湿度を適切な範囲に収めることができること。
24		一時保管庫（借用作品、搬出入待機作品のための）	多様な作品の出入り・保管に対応するため、巡回展 1 展分の作品を置いておける面積と天井高が必要。空調停止中でも温湿度が保たれる構造で作られていること。

部門	No.	必要な設備	規模・条件
収蔵	25	一時保管庫	搬入作品のシーズニング、殺虫・除菌処理を行い、外箱を保管するためのスペースが必要。
	26	作品調査室（熟覧・貸出時コンディションチェックのための）	収蔵庫と近接した位置にあること。
	27	荷解き室	大型作品が支障なく搬出入できる面積と天井高。空調設備。
	28	写場	作品の撮影が支障なくできる設備。
	29	美術館用公用車およびガレージ	美術品専用車と同等のスペックのルートバン。
動線	30	公道からトラックヤードまでの動線	主幹路からスムーズに進入できること。トラックヤードに後退進入する場合には、敷地内に4tトラックの方向転換ができる十分なスペースを準備すること。
	31	トラックヤードおよび、収蔵庫・展示室に至る動線	トラックヤードは一般来館者から見えない美術館施設の裏手か地下に設置すること。美術品専用車両の4tトラックがすくなくとも一台停車できること。さらに1台の4tトラックの一時待機場所があることが望ましい（屋外可）。排気ガス換気用設備があることが望ましい。荷解き場はトラックの荷台と同じ高さに設置し、台車等の作品輸送用の備品を常置できる十分な空間を準備すること。
	32	トラックヤード→収蔵庫→展示室への導線	輸送～保管～展示の作業が、可能な限り短い導線で直接的に移動できるための導線。
	33	搬入口・トラックヤード	4トン車2台程度は駐車できる屋内空間。
	34	トラックヤード	最低でも4tトラックを格納できる構造（屋根・壁・シャッター・換気設備・空調設備）であること。入構→トラックヤード駐車までの経路も考慮すること。
	35	トラックヤード	4トン車が完全に入庫できる、2重シャッターを備えたトラックヤード。積載した荷物を荷さばきできる空間を併設。
	36	大型エレベータ	幅3メートル×奥行4メートル、高さ3メートル以上の内部空間のある作品運搬用エレベータ。
	37	荷物用エレベータ	天井高・耐荷重の十分なエレベータが必要。
	38	作品用のエレベータ	大型作品が支障なく搬出入できるサイズ（幅・奥行き・天井高）。
	39	広くて天井の高い通路	大型作品を台車に積載して支障なく行き来できる幅と天井高。作品が通るエリアは余裕ある空間が必要。
	40	収蔵庫から展示室に至る動線	収蔵庫と展示室が至近であることが望ましい。また、作品移動する場合に作品用台車に載せ、段差等なくスムーズに移動させられるような動線であること。

部門	No.	必要な設備	規模・条件
調査研究	41	書庫・ライブラリー	集密書架を導入するとしても、現状で書籍管理に当てているスペース（書庫2室+地下倉庫=193.3㎡）より広くする必要あり。
	42	スタジオ	作品撮影に十分な天井高・床面積のスペースが必要（現状46㎡）。
教育普及	43	アトリエ（来館者用/職員用）	開館中は来館者のワークショップやイベントに使用、展示替えの際等には額入れや展示造作の整備等に使用できる工作空間。
	44	キッズルーム（託児所）	乳幼児から小学校低学年程度の子どもがスタッフと一緒に待機、または親と一緒に過ごせる場所。
	45	レクチャールーム、講座室等	講演等が円滑に実施できる設備 講師によっては100席埋まることもある。100席/50席で使い分けできる構造だと対応しやすい。 ワークショップを実施するなら手洗い等水道設備も必要。
	46	多目的ルーム	講演会、ワークショップ等を行うスペース、できれば用途別に最低2室。
	47	アートライブラリー・情報コーナー	美術館の出版・印刷物やデジタルツール等を設置した情報コーナー（小規模でも可）。
利用者サービス	48	来館者用エレベータ	来館者の動線に合った位置に設置すること。
	49	エレベータ、エスカレータ、階段	建物の大きさや形状、収容人数次第だが、エレベータと階段は建物の両端に、エスカレータは中央にあれば理想的。
	50	来館者用エレベータ/エスカレータ	展示導線に沿ったエレベータ・エスカレータによってどのような来館者でもスムーズに観覧できるようにするための設備。
	51	多目的室（授乳室等に使用）	—
	52	ミュージアムショップ	—
	53	ショップ・カフェ	自由に利用できるショップ・カフェの配置。
	54	トイレ	戸数は建物の大きさや形状、収容人数次第だが、建物の両端に設置が必要。
	55	自家用車等、公共交通機関以外を利用する来館者の対応	一時的な車止め等、乗用車やタクシー、理想的にはバス等のグループでの来館者をさばけるための空間。
管理運営	56	事務室・学芸員室	人数に応じた広さであること。
	57	執務室	事務室、会議室、応接室、館長室が必要。作業室があれば理想的。
	58	応接室・会議室	想定される使用人数に応じた広さであること。来客対応と会議が重なっても対応できるよう、応接室と会議室は別に設置するのが望ましい。
	59	備品倉庫・販売物品倉庫	備品倉庫は一般来館者が行き来しないエリアに配置すること。販売物品倉庫はミュージアムショップに近接、かつ搬入の動線を考慮した位置にあること。
	60	警備室・通用口	警備員を常駐する。

2 現美術館における課題整理

①ソフト面の課題

- ・寄贈品を受け入れているが、**修復**が必要な作品も多く、すぐに展示できる状態にない作品がある。
- ・系統的な**収集**が行われておらず、現在の収蔵資料で美術の歴史の流れをたどることができない。美術館として求められるコレクションを形成するためには、調査研究を行いながら必要な作品に対して積極的にアプローチしていく必要があるが、現状では**資料購入費**や**人的資源**が不足している。
- ・近隣に博物館が少ないため、**歴史的な資料**を保存のために受け入れざるを得ないことが多く、美術資料とは言いがたい歴史的資料も含まれている。こうした資料は、対応できる専門の学芸員がいないため、活用が難しい。
- ・**教育普及事業**を行うスペースが不足している。

②ハード面の課題

- ・**収蔵庫**では、面積に対して収蔵資料が過密状態にある。また、半地下にあるため、浸水被害を受ける可能性がある。作品の点検・確認等の作業スペースも不足している。
- ・**書庫**も既に過密状態にあるが、図書は、毎年一定量以上増加するため、受入に苦慮している。
- ・**トラックヤード**がなく、美術作品を安全に搬出入するための機能が不足している。そのため、他館から美術作品を借用しにくく、また、文化庁から重要文化財の移動許可を得ることができないので、他館から借用した国宝や重要文化財は展示できない。
- ・**常設展示**がないため、展示替え期間は休館せざるを得ない。結果的に開館日数が少なくなってしまう。
※参考：『博物館総合調査』において「美術館」の開館日数の中央値は「290日」であるのに対し、奈良県立美術館のR5年度の開館日数は185日（63.8%）。
- ・**展示室**の天井高は最大4mで、多様な美術の展示を行うためには十分ではない。
- ・奈良県文化会館のリニューアルに伴い、**県民ギャラリー**の機能が不足しているが、対応できる施設がない。

3 美術館を巡る動向

①多様性・包摂性の推進－ICOMによる新しい博物館定義－

2022年8月開催のICOMプラハ大会にて、新たな定義案が採決された。

博物館は、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈、展示する、社会のための非営利の常設機関である。博物館は一般に公開され、誰もが利用でき、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む。倫理的かつ専門性をもってコミュニケーションを図り、コミュニティの参加とともに博物館は活動し、教育、愉しみ、省察と知識共有のための様々な経験を提供する。

②博物館法の改正

令和4(2022)年4月「博物館法の一部を改正する法律」が成立し、令和5(2023)年4月1日から、新たな博物館登録制度に移行した。改正の主なポイントは、設置主体の限定の撤廃、登録審査基準の見直し、活動の改善・向上の仕組みの導入、「博物館に相当する施設」の指定制度の見直し。

博物館の事業として、博物館資料のデジタルアーカイブの作成と公開、博物館の職員の養成・研修が新たに位置づけられた。さらに、博物館同士のネットワークや、博物館が教育、まちづくり、観光、福祉といった様々な分野の主体と連携することによって、博物館が地域で多様な価値を発揮することが求められている。

③インクルーシブ対応

○改正障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律にもとづき、令和6年4月から障害者への合理的配慮が民間事業者にも求められるようになった。これを受け、国立アトリサーチセンターでは、『合理的配慮のハンドブック』の公開やオンライン研修等を開催している。

○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

平成30年6月、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が公布・施行された。

○インクルーシブ教育システムの構築

障害者基本法に基づき、中教審では、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進を目指し、障害のある子どもが十分に教育を受けられるための

合理的配慮及びその基礎となる環境整備、多様な学びの場の整備と学校間連携等を推進している。

○多様な鑑賞支援への取組

- ・乳幼児への鑑賞支援：とびらプロジェクト（東京都美術館×東京芸術大学）、NPO 法人赤ちゃんからのアートフレンドシップ協会等、多様な組織により、乳幼児を対象とした美術館での鑑賞支援や見学プログラム等が展開されている。
- ・障害者への鑑賞支援：京都国立近代美術館「新たな美術鑑賞プログラム」、愛知県立美術館、金沢 21 世紀美術館等で、視覚障害者や聴覚障害者向けの教材やプログラムの開発・運営に取り組んでいる。
- ・東京都歴史文化財団が運営する東京都美術館、東京都現代美術館、東京都庭園美術館等すべての文化施設に、「社会共生担当」（専任職員）1 名を配置している。

④博物館の機能の拡大

○健康への寄与

博物館の持つ癒やし効果を健康増進や疾病予防に活用しようとする研究が進められている。イギリスでは博物館協会による「MUSEUMS CHANGE LIVES（博物館は人生を変える）」というキャンペーン、国立台湾博物館「博物館処方箋」、2018 年にスタートしたカナダ・モントリオールの「MMFA-MFdc Museum Prescriptions（美術館の処方箋）」プロジェクト、九州産業大学・緒方特任教授による「博物館浴」に関する研究、国立アトリサーチセンターによるガイドブック「文化的処方のはじめの一步」、東京芸術大学を中核に 41 機関が連携した共生社会をつくるアートコミュニケーション共創拠点」（通称：ART 共創拠点）での文化的処方の地域実装等の取組が進められている。

○『博物館の可能性 ―持続可能な未来を推進する地域発展のために―』

（博物館の可能性研究会、令和 5 年 2 月）

博物館の潜在力として、地域の歴史・文化とアイデンティティの拡大、都市再生とまちづくりの核、観、光開発・イノベーションの資源、SDGs の実現や文化の多様性・社会包摂への寄与、生涯学習・社会教育の拠点としての役割の再考、新たな地域創造に向けた立脚点の視点から、実践事例を紹介している。

○ユニークベニューとしての活用

仁和寺では江戸末期に寄贈された建物「松林庵」をリノベーションし、1 日 1 組の宿泊施設として提供。東京国立博物館では、海外のファッションブランドのレセプション会場として、また、ウエディングフォトの撮影等に利用され、収益力の拡大につなげている。

⑤国内主要美術館のリニューアル動向

国内の主要な美術館における再整備の状況を見ると、社会の変化や時代のニーズを踏まえたリニューアルを行うことで、歴史を継承しながらも新しいイメージを付与し、脱皮・進化を繰り返している。

これに対して、奈良県立美術館は1970年代の基本理念や機能のままの状態であり、美術館再整備にあたっては、飛躍的なアップデートを図る必要がある。

1950年代以前から1960年代	1970年代から1980年代	1990年代～2000年代	2020年代以降
東京府美術館（1926）	→東京都美術（1975）	→東京都美術館（2012） リニューアル →新設 東京都現代美術館（1995） → リニューアル （2019）	
神奈川県立近代美術館（1951） →増築（1966）	→増設 別館（1984）	→新設 葉山館（2003） （2019） →鎌倉別館 リニューアル	
和歌山県立近代美術館（1952）		→移転（1994）	
長野県立信濃美術館（1966）			→移転、長野県立美術館に 名称変更 （2021）
	兵庫県立近代美術館（1970）	→改修 横尾忠則現代美術館 →移転 兵庫県立美術館（2002）に 名称変更	
	鳥取県立博物館（1972）		→新設 鳥取県立美術館（2025）
	奈良県立美術館（1973） →増築（1979）	→改修（1995）	
	千葉県立美術館（1974）	→改修（2000）	→ リニューアル （予定）
	大分県芸術会館（1977）	→新設 大分県立美術館に 名称変更 （2015）	
	山梨県立美術館（1978）		→新たな価値を生み出す ビジョン （2023）
	宮城県美術館（1981）	→増設 佐藤忠良館（1990）	→ リニューアル （2026予定）
	富山県立近代美術館（1981）	→移転 富山県立美術館に 名称変更 （2017）	
		熊本市現代美術館（2002）	→ リニューアル （2021）
		金沢21世紀美術（2004）	→ リニューアル （予定）
		横須賀美術館（2007）	→ リニューアル （予定）

第2章 美術館再整備の基本理念

1 基本コンセプト

地域に根ざし、世界に開かれた、 奈良県の未来を創造する美術館

地域に根ざし	奈良県ゆかりの芸術文化に光を当てる 県民の芸術文化活動の場になる
世界に開かれた	奈良県民が多様な芸術文化と出会う 奈良県の芸術文化を世界に発信する
未来を創造する	多様な人や場所と芸術文化をつなげる 芸術文化から新たな価値を生み出す

2 将来像

記録を記憶にし、未来の奈良県を想像し、 新たな価値を創造する美術館

記録を 記憶にし

奈良県立美術館は、地域の芸術や文化が表現された作品や資料を収集・保存しています。そして、地域における芸術文化は常に生まれ続けています。

この地で生まれた芸術文化を「記録」として保存し、「記憶」として伝えることを通して、これらが現在・未来の人々にとって想像力の源泉となり、新たな創造性を発揮する場となることを目指します。

未来の奈良県 を想像し

奈良県立美術館は、作品や資料に込められた想いや物語を伝えることで、これからの時代にふさわしい奈良県の姿を「想像し、未来へ向けたビジョンを描く力」を育む場となります。

展覧会や教育普及活動等の活動を通して多様な表現や考え方に触れ、主体的に考え未来を創造する力を身につける機会を提供します。

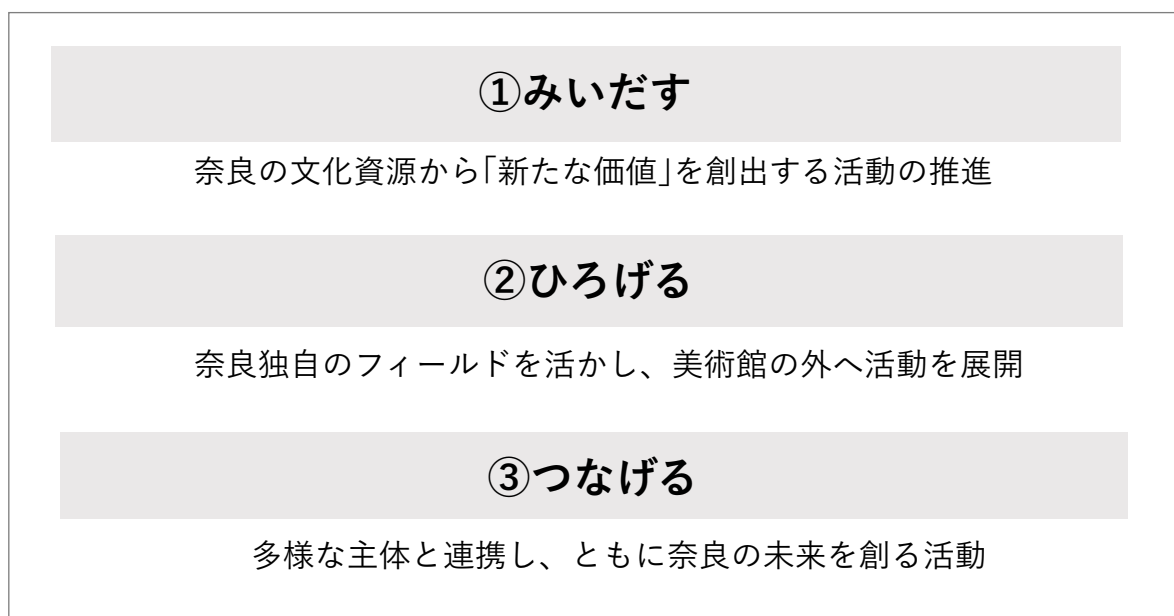
新たな価値を 創造する

奈良県立美術館は、芸術文化を活かして奈良県の「創造する力」を育む場となります。

奈良県ゆかりの芸術文化に光を当てるとともに、県内の文化施設、アーティスト、企業等の様々な主体に対して、奈良ゆかりの芸術文化の価値を活かした支援を提供し、地域の活性化や新しい芸術文化の創出に寄与します。

3 3つの使命（ミッション）

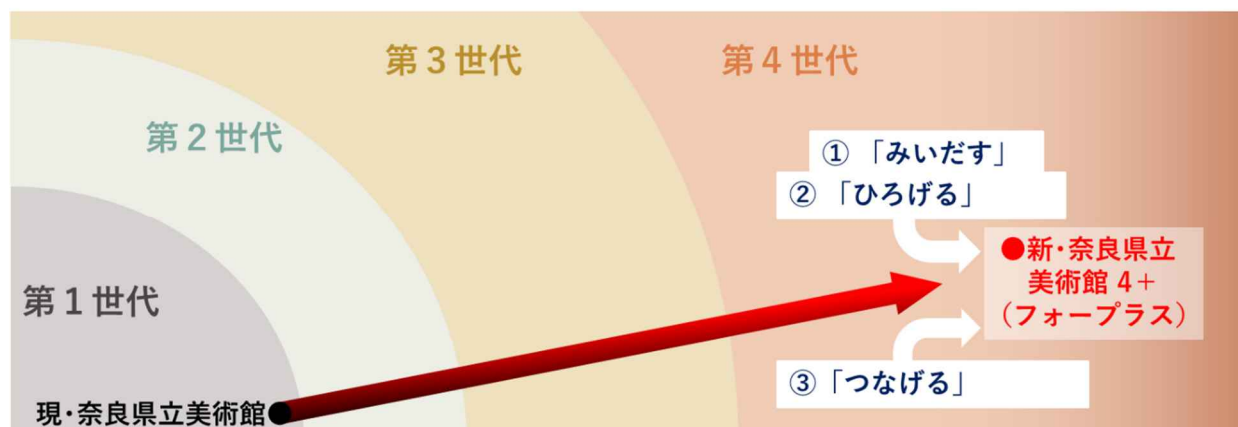
新たな奈良県立美術館の基本コンセプトを実現するため、以下の3つを使命（ミッション）とする。



美術館の歴史は、収集した作品を誇示する場としての[第1世代]から、広く社会に対して開かれた[第2世代]を経て、人々が交流し体験を共有する[第3世代]へと進化し、新たな価値を創造する「第4世代」が台頭してきた。

「基本コンセプト」に基づく3つの使命を実現することにより、**奈良の歴史文化を未来へつなぐ第4世代のその先**を目指す

歴史と未来をつなぐ奈良県立美術館
4+（フォープラス）

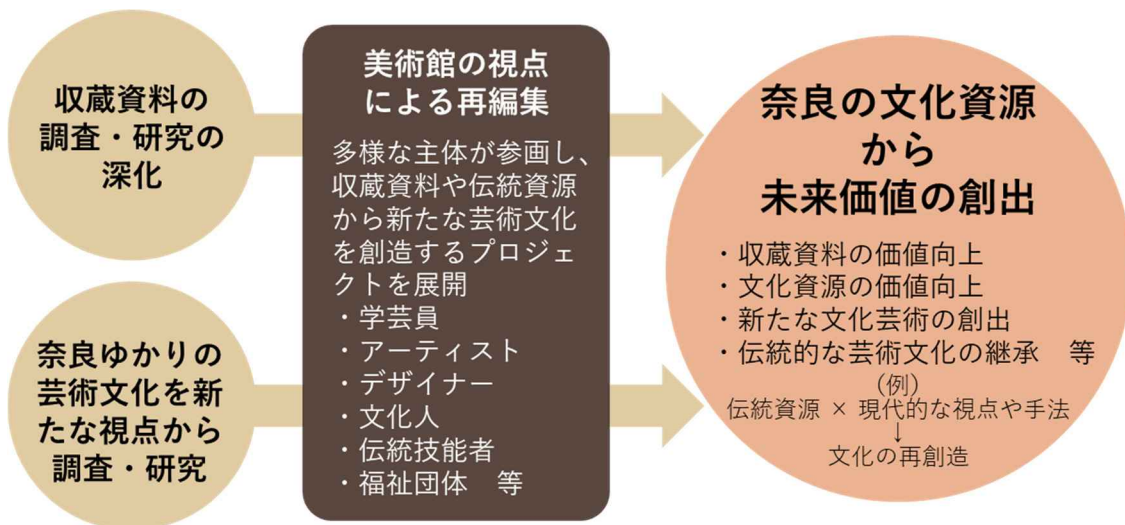


<使命（ミッション）①>

みいだす

奈良の文化資源から「新たな価値」を創出する活動の推進

所蔵品に加え、奈良に伝わる**歴史資料、伝統技術や伝統芸能に加えマンガ、アニメ、建築、ファッション等を含む多様な文化資源**について、その背景・意味・美的価値を読み解き、組み合わせるなど、**美術館ならではの視点から再編集**し、新たな価値として広げていく。



今後の事業実施方針

●奈良県立美術館で取り組み始めているリサーチプロジェクトの推進・発展

墨×現代アートによるリサーチプロジェクト 伝統文化の現在 荒井恵子

「いろいろのいろ墨のいろ ～奈良の100の墨をめぐって」

会期：2025年4月5日～5月18日

会場：奈良県立美術館ギャラリー

- ・「伝統文化の現在」をテーマに、アーティストによるリサーチプロジェクトを紹介。水墨画家であり現代美術作家の荒井恵子（1963年、東京生まれ、千葉県在住）は、墨運堂製の「百選墨」を使った作品制作をとおして墨による表現の可能性を追求している。
- ・荒井が墨づくりのさまざまな現場を訪れ、その場でつくられた墨を使って作品を制作。また、リサーチの過程をインタビュー動画や写真等によって紹介する。
- ・会期中には、奈良の墨づくり職人を招いて「にぎり墨」の体験会を実施したり、アーティストと評論家による対談等を実施するなど、これらをとおして「奈良の墨づくり」について考える。

<使命（ミッション）②>

ひろげる

奈良独自のフィールドを活かし、美術館の外へ活動を展開

奈良公園や寺社、自然等を、新たな創作やアート・プロジェクトの舞台にして奈良の新たな芸術文化を育むとともに、文化観光拠点として位置づけ、また、インターネット上での多様な情報発信により奈良発の文化を世界へ届ける。



(例) 奈良の場 × 多様なプログラム・デジタル発信 ⇒ 活動領域の拡張

今後の事業実施方針

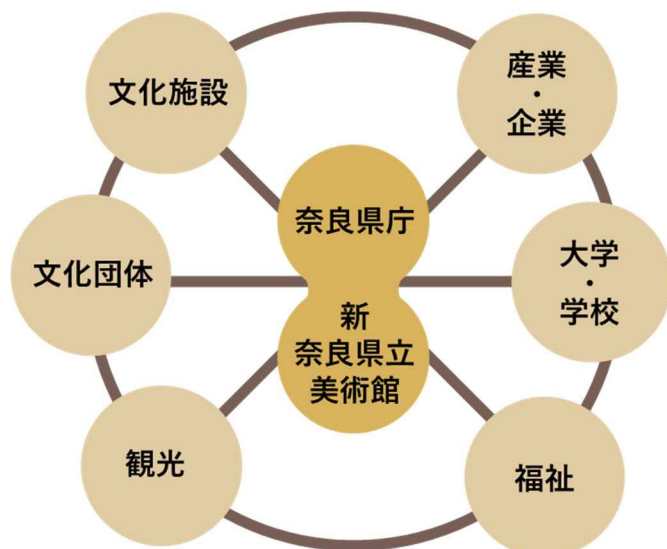
- **連携による美術館としての機能拡充**（なら歴史芸術文化村と連携しアーティスト・イン・レジデンスを取り入れたアート・プロジェクトの展開、奈良公園内の周辺施設や伝統工芸等と連携したアート・プロジェクトの展開やガイドツアーの実施 等）
- **県内全域へのアート・フィールドの拡大、回遊性の向上**（遊休施設等のコンバージョンによるサテライトミュージアム整備、県内の自治体や文化施設・文化団体等と連携した広域に及ぶアート・プロジェクトやアウトリーチ事業の展開、県内全域をめぐる周遊プログラム 等）
- **奈良県の伝統文化と美術館のブランド力向上**（奈良県のアートに関するポータルサイトとしての機能整備、世界に向けた美術館活動や収集資料に関する情報発信のためのデジタルアーカイブの拡充・活用、美術館の取組から生まれた新たな価値や作品の紹介 等）

<使命（ミッション）③>

つなげる

多様な主体と連携し、ともに奈良の未来を創る活動

文化施設・大学・企業・産業・福祉・観光等、**多様な主体と協働**し、価値創造や地域課題の解決に取り組む「**未来共創ハブ**」として、**奈良県庁と一体的に奈良の未来を生み出す社会装置**となる。



- ・ 芸術文化による奈良県の政策構築や実現への寄与
- ・ 文化施設や遊休施設等を活用したアート・プロジェクトの展開
- ・ 地場産業やスタートアップへのデザイン支援
- ・ 観光における県内の回遊促進
- ・ インクルーシブな社会づくりに向けた教育普及事業の展開
- ・ 伝統芸能や伝統工芸の価値向上と発信
- ・ 学校教育との連携
- ・ 文化団体への支援・協働 等

今後の事業実施方針

- **奈良県の創造力のエンジンとなる多様なプロジェクトの展開**（伝統文化・アート・食をテーマにしたラグジュアリーツーリズム、能や墨等の鑑賞・体験プログラム、奈良公園内や県内の文化資源等をめぐるアートガイドツアー、奈良県の事業を展示・発信する場としての美術館の活用 等）
- **県内外企業との連携・協働の促進**（実行委員会形式により企業参画を促すプロジェクト運営、アート思考による人材育成サービス事業、美術館や文化施設を芸術文化により付加価値を高めたレセプション会場として企業に提供 等）
- **上記を実現するためのアートを通じた人材育成**

第3章 新美術館の事業活動

「第2章 美術館再整備の基本理念」を実現するために新美術館で展開すべき事業活動を、以下の通り整理する。

なお、新美術館で展開する具体的な事業活動については、基本計画において詳細を検討する。

5つの事業活動と展開すべき事業（例）

事業活動1
奈良県ゆかりの
芸術文化に光を当てる
【調査・研究、収集・保存】

- ①収蔵資料の調査・研究
- ②奈良ゆかりの芸術文化に関する調査・研究
- ③奈良ゆかりの芸術文化の収集
- ④収蔵資料の管理

事業活動2
県民が多様な芸術文化
と出会う 【展示】

- ①収蔵資料や借用資料による多様な展示
- ②奈良ゆかりの展示
- ③美術の枠を拡大させる新しい切り口の展示

事業活動3
県民の芸術文化活動の
拠点になる【教育普及】

- ①インクルーシブな教育普及事業
- ②美術館事業全体のアーカイブ化と多様な活用の促進
- ③外部連携

事業活動4
奈良県の芸術文化を
通じて世界につながる
【対話と連携】

- ①収蔵資料のデジタルアーカイブ構築
- ②海外美術館との連携
- ③国内外のアーティストとの連携による、
地域に根ざしたアート・プロジェクトの展開
- ④奈良県内の美術館との連携

事業活動5
奈良県の芸術文化から
新たな価値を創造する
【価値創造】

- ①奈良県の政策構築や実現への寄与
- ②能や伝統工芸の価値向上と発信
- ③地場産業やスタートアップへのデザイン支援
- ④ユニークベニユーとしての活用、地域連携の促進
- ⑤オリジナル商品の開発

事業活動 1 奈良県ゆかりの芸術文化に光を当てる

【調査研究、収集・保存】

① 収蔵資料の調査・研究

- ・ 収蔵資料の新たな魅力を発見しその価値を高めるため、吉川観方コレクション、大橋コレクション、由良コレクション、高畑グループ、田中一光等の既存の収蔵資料の継続的な調査・研究を行う

- 新規**・ 収蔵資料の調査研究成果を活かし、特定の収蔵資料について詳しく紹介する映像作品を制作し、美術館内で上映する

[必要な設備・人材・取組]

- ・ 各コレクションに関連する専門分野の学芸員・研究者等の配置や連携
- ・ 学芸研究室、外部研究者等との共同研究のためのスペース
- ・ 資料閲覧室

② 奈良ゆかりの芸術文化に関する調査・研究

- ・ 奈良ゆかりの芸術文化の価値や魅力を明らかにするため、多視点からの調査・研究、大学や研究者、県民が行う調査・研究との連携や支援等を行う

- 新規**・ 見せる収蔵庫の設置事例の調査等、収蔵資料の活用拡大に向けた研究を進める

[必要な設備・人材・取組]

- ・ 奈良ゆかりの芸術文化に関連する専門分野の研究者等との連携
- ・ 外部研究者への調査・研究のためのスペースの提供、研究費等の助成

③ 奈良ゆかりの芸術文化の収集

- ・ 吉川観方コレクション、大橋コレクション、由良コレクション、高畑グループ、田中一光等の既存の収蔵資料を補完するために必要な資料、奈良ゆかりの芸術文化を発信する上で不可欠な資料等を中心に新たな資料収集を行う

- 新規**・ 新たに、能楽に関する資料（面、衣装、関連資料等）を収集する

[必要な設備・人材・取組]

- ・ 収蔵機能の拡充（トラックヤード・荷解室等の機能整備、収蔵庫の規模拡大等）
- ・ 学芸員による調査・研究機能の拡充：学芸研究室・書庫の整備
- ・ 資料収集費の確保

④ 収蔵資料の管理

- ・ 収蔵資料を保存・継承するため、データ管理（受入、デジタルアーカイブへの登録等）と、安定した環境での保存環境の維持、虫菌害から文化財を守る文化財 IPM への取組を行う

[必要な設備・人材・取組]

- ・ 資料保存に適した温湿度管理ができる収蔵庫等
- ・ 収蔵資料データベース
- ・ 学芸員を中心とした収蔵資料管理体制
- ・ 文化財 IPM への取組体制

① 収蔵資料や借用資料による多様な展示

- ・ 収蔵資料をはじめとする奈良県ゆかりの作品世界の多様な美術等の展示を通して、鑑賞者に奈良県の芸術文化を伝えるとともに、マンガ、アニメ、建築、ファッション、食文化等幅広い文化芸術により感性を刺激し新たな視野の獲得や創造性の向上に資するような体験を提供する

[必要な設備・人材・取組]

- ・ 多様な資料を展示でき、大型の展覧会から小規模な展覧会まで柔軟に対応できる展示室
- ・ 借用資料を展示するために必要な設備（トラックヤード、荷解室、一時保管庫（前室含む）、展示室（展示環境として適切な空間）、展示ケース、ガス消火設備等）
- ・ 可動展示壁 等

② 奈良ゆかりの展示

- ・ 県民や来訪者が奈良ゆかりの芸術文化にいつでも触れることができるよう、収蔵資料を活用した常設展示を行う

[必要な設備・人材・取組]

- ・ 収蔵資料の特性に合わせた常設展示室
- ・ 定期的な展示替えに対応するための学芸員や人員体制の確保 等

新規③ 美術の枠を拡大させる新しい切り口の展示

- ・ 歴史資料等の多様な分野の資料に対して、美術的な視点から価値を再定義することで、資料の価値や美術の概念を拡張させるような企画展を開催する

[必要な設備・人材・取組]

- ・ 多様な資料を展示できる展示室
- ・ 借用資料を展示するために必要な設備
- ・ 博物館等との連携体制
- ・ 学芸員や人員体制の確保 等

①インクルーシブな教育普及事業

- ・多様な人に対して、より深く芸術文化に親しむ機会を提供するため、インクルーシブアートに取り組む組織や団体等とも連携し、多様なプログラムを展開する

[展開例]

- ・対話型鑑賞
- ・多様な人々に対する創作活動の場や機会の提供
- ・さわれる展示
- ・体験型ワークショップ

[必要な設備・人材・取組]

- ・多様なプログラムを展開するスペース（スタジオ、ワークショップルーム等）
- ・多様なプログラムを企画・運営する教育普及担当スタッフ
- ・館外組織等との連携を行う際の渉外担当スタッフ

新規②美術館事業全体のアーカイブ化と多様な活用の促進

- ・企画展や教育普及プログラム等の活動成果等を県全体で活用できるように、プログラムに関する詳細な情報を蓄積し、誰もが利用できるように公開する

[必要な設備・人材・取組]

- ・活動成果を分かりやすくとりまとめデジタルコンテンツとして保管するアーキビスト
- ・情報を提供するための情報媒体（デジタルアーカイブ、報告書等）

新規③外部連携

- ・学校による活用機会として、学校団体の受入対応、出前授業、アーティストとの共同制作等を行う
- ・県内企業や県職員等に対して、「アート思考」等の芸術文化の創造性に関する学習機会を提供する

[必要な設備・人材・取組]

- ・学校団体への説明等を行うための講座室
- ・雨天時の昼食場所
- ・展示や体験のためのガイドやスタッフ
- ・企業等への研修の講師
- ・学習教材の開発

新規① 収蔵資料デジタルアーカイブの活用

- ・ 奈良県立美術館が有する美術作品や資料に関するデジタルアーカイブを公開する
- ・ 多様な主体が画像や事業活動成果等のコンテンツを活用できるよう、パブリックドメインによる情報提供のシステムを構築する
- ・ 収蔵資料画像等の利用を、非営利での活用から商業利用まで幅広く促進する

[必要な設備・人材・取組]

- ・ 収蔵資料データベースの維持・運用
- ・ デジタルアーカイブや情報提供システムを維持・拡張するための専門人材の確保、協力体制の構築

新規② 海外美術館等との連携

- ・ 海外の美術館との資料の貸借による企画展の開催
- ・ 特定の美術館との提携による継続的な活動展開
- ・ 奈良ゆかりの芸術文化に関わる調査研究や展示に関するノウハウ等を活かし、アジアを中心とした若手キュレーターの育成拠点を目指す

[必要な設備・人材・取組]

- ・ 海外美術館との連携
- ・ 必要なスペックを備えた企画展示室、一時保管庫、搬入に関わる諸設備等
- ・ 共同での研究やプロジェクトを展開するための研究室や活動スペース

新規③ 国内外のアーティストとの連携による、地域に根ざしたアート・プロジェクトの展開

- ・ 県民と国内外のアーティストとが参加して展開するアート・プロジェクト
- ・ 奈良ゆかりの芸術文化に関わるアーティストや職人等を世界へ発信する企画展や国際的イベント等の展開
- ・ 海外アーティストや研究者との連携による、奈良ゆかりの芸術文化を再定義するプロジェクト

[必要な設備・人材・取組]

- ・ アート・プロジェクトのためのスペース
- ・ 奈良ゆかりの芸術文化に関わるアーティストや職人等とのネットワーク構築のためのスタッフ
- ・ 奈良公園等周辺エリアの諸施設と連携した活動展開のためのネットワーク構築のためのスタッフ

新規④ 奈良県内の美術館との連携

- ・ 県内各地の美術館と連携し、企画展やイベントの共同開催等により、奈良県の芸術文化を発信する
- ・ 県内美術館の中核として、幅広い事業活動に関する支援を行う

[必要な設備・人材・取組]

- ・ 県内の美術館とのネットワーク構築のためのスタッフ

新規①奈良県の政策構築や実現への寄与

- ・ 県政情報の発信メディアとしてのイベント開催
- ・ 県庁の諸部門との連携による活動展開
- ・ 県の事業に対するアーティストやデザイナーの紹介

[必要な設備・人材・取組]

- ・ 県庁とのパイプ役となるスタッフの配置、会議体の運営
- ・ 県内のクリエイティブ人材との連携を図るためのスタッフ

新規②伝統芸能や伝統工芸の価値向上と発信

- ・ 国内外のアーティスト等と連携した、伝統芸能や伝統工芸の新しい魅力づくり
- ・ 伝統芸能や伝統工芸に関わるイベント開催等による積極的な情報発信

[必要な設備・人材・取組]

- ・ アーティストと伝統芸能や伝統工芸を結びつけるための専門知識を有するスタッフ
- ・ 情報発信のためのスタッフ

新規③地場産業やスタートアップへのデザイン支援

- ・ 収蔵資料や研究成果、アーティストとのネットワーク等、美術館の持つ価値を活かし、地場産業や民間企業の商品やサービスの高付加価値化を支援

[必要な設備・人材・取組]

- ・ 奈良県産業部、産業振興総合センター等、県庁との連携を促進するスタッフ、会議体
- ・ 県内で活動するアーティストに関する情報収集

新規④ユニークベニューとしての活用、地域連携の促進

- ・ 美術館施設の柔軟な貸出
- ・ 奈良県フィルムコミッションとの連携による情報発信

[必要な設備・人材・取組]

- ・ 施設貸出のためのスタッフ
- ・ 情報発信のためのスタッフ

新規⑤民間企業と連携したオリジナル商品の開発

- ・ 収蔵資料の画像を活かしたミュージアムグッズ
- ・ 収蔵資料のマルチプル（複製品）
- ・ 教育普及プログラムやイベントの成果を活かし、芸術文化に親しむための教材開発

[必要な設備・人材・取組]

- ・ 商品開発のノウハウを有するスタッフ
- ・ 教材等の開発・制作を行う専門スタッフ

第4章 施設整備方針

1 立地、整備方針

1-1 現施設の状況

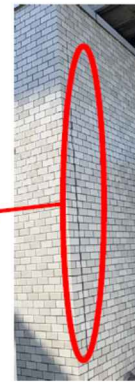
- ・現施設の建築は、美術館としての基盤機能が不十分である。
 - ・応急耐震工事のみ実施しており、長期使用するには本格的な耐震化が必要である。
 - ・躯体の老朽化により、本館と新館との接続部を中心に、結露、雨漏り等が発生している。
- 湿気等は美術品への影響が甚大であり改善が必要だが、改修による抜本的な解決は難しい



▲本館と新館の接続部



▲クラック発生箇所



◀鉄筋が露出（基礎部分）

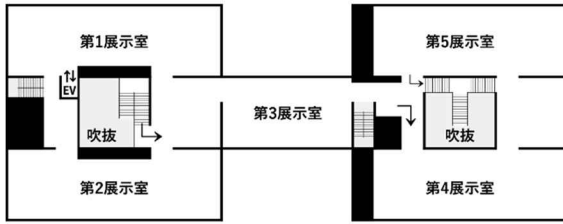


◀雨漏り発生箇所



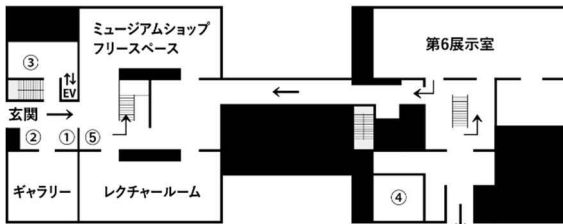
◀鉄筋が露出（トラックヤード）

2F



①受付 ②コインロッカー ③トイレ ④トイレ・多目的トイレ ⑤休憩スペース

1F



展示室



外観（正面エントランス）



エントランスホール



ギャラリー

大阪芸術大学芸術学部アートサイエンス学科との連携事業



トラックヤード

1-2 立地の検討

「A案：現敷地に整備する」と「B案：別の場所に整備する」の2つの立地について、検討する。

A案：現敷地に整備する

[課題]

- ・現施設は美術館として基盤機能が不十分で、増築や改修による解消は難しい状況
- ・現敷地に新たな施設を新築する場合、風致地区規制や遺構の保存等により、必要な機能を備えるために十分な延床面積、天井高を確保できない可能性が高い
- ・現施設を解体し新築する工程が必要なので、閉館期間が長期間にわたるとともに、閉館期間中の収蔵資料の保管スペースの確保が必要で、大きな費用負担が生じる

B案：別の場所に整備する

県有地から奈良市内にある土地面積 10,000 m²以上または建物面積 5,000 m²以上を抽出*した結果、以下の3つの敷地が該当する。

※県民生活、インフラ、福祉、医療にかかる用地、10年以内に整備または整備中、整備予定のある施設、公園地、山林、公共交通機関によるアクセス困難地、定期借地権等が設定されているものを除外

名称	財産区分	建物面積	土地面積
B-1案：旧奈良高校	普通財産	13,617 m ²	41,344 m ²
[状況]	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄り駅（新大宮駅）から徒歩 25 分（近鉄奈良駅よりバス有、最寄りバス停から徒歩 7 分） ・建物有（耐震性能有 5 棟、耐震性能無 6 棟） ・進入路が狭小（大型車の進入が難しい） 		
B-2案：旧奈良工業高校	普通財産	29 m ²	63,244 m ²
[状況]	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄り駅（菖蒲池駅）から徒歩 25 分（大和西大寺駅よりバス有、最寄りバス停から徒歩 3 分） ・更地 ・令和 8 年度中に住宅開発を前提として売却予定 		
B-3案： 奈良春日野国際フォーラム～麓～	行政財産	9,089 m ²	48,432 m ² ※国有地使用貸借（無償）
[状況]	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄り駅（近鉄奈良駅）から徒歩 20 分（近鉄奈良駅よりバス有、最寄りバス停から徒歩 1 分） ・現役コンベンション施設 ※令和 3 年度文化振興懇話会において、別館の活用を議論 		

立地の考え方

- ①現在地に整備するのであれば、建替が必要である。
- ②現在地以外で整備する場合、候補地として抽出した県有地のなかでは、既設の奈良春日野国際フォーラム～葎～の場所が近隣の社寺や文化施設と連携しやすく最適。
- ③諸条件を整理し、現地建替と奈良春日野国際フォーラム～葎～での整備を比較する。

1-3 整備方法の検討

「Ⅰ案：現地建替」と「Ⅱ案：奈良春日野国際フォーラム～麓～への移転」の2つの整備方法について整理する。

Ⅰ 現地の敷地条件	
住所	奈良市登大路町 10-6 他
財産区分	行政財産
アクセス	最寄り駅（近鉄奈良駅）から徒歩 5 分 最寄りバス停（県庁前）から徒歩 4 分
敷地面積	8,771 m ² （登大路瓦窯跡敷地含/水路除く）
既存建物延床面積	5,451 m ²
敷地にかかる法規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域（容積率 200%／建ぺい率 40%） ・準防火地域（延床 1,500 m²以上は主要構造部を耐火構造） ・第 5 種風致地区（春日山風致地区／ゾーン 9／高さ規制 15m） ・歴史的な風土景観区域（建物配置・規模、形態・意匠、色彩・材料への配慮等） ・ハザードマップ／該当なし
敷地形状	 <p>The image is an aerial photograph of an urban area in Nara, Japan. A red dashed rectangular boundary highlights a specific plot of land. Within this boundary, there are two labels: '登大路瓦窯跡' (Denodai Yakiyotsu) pointing to a large, mostly empty lot, and '現美術館' (Current Museum) pointing to a large, dark-roofed building. The surrounding area includes other buildings, streets, and greenery. A '©Google' watermark is visible in the bottom right corner of the image.</p>

II 奈良春日野国際フォーラム～麓～の敷地条件	
住所	奈良市春日野町 101
財産区分	行政財産
アクセス	最寄り駅（近鉄奈良駅）から徒歩 20 分（近鉄奈良駅よりバス有、最寄りバス停から徒歩 1 分）
敷地面積	48,432 m ²
既存建物延床面積	本館 9,089 m ² ／別館 1,984 m ²
敷地にかかる法規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財保護法 （国指定名勝、国指定史跡（一部）） ・ 市街化調整区域 ・ 都市計画公園 ・ 第 1 種風致地区（春日山風致地区／ゾーン 1／高さ規制 8m、建ぺい率 20%以下） ・ 歴史的風土特別保存地区（春日山特別保存地区）、歴史的風土保存区域（春日山保存地区）、歴史拠点景観区域 ・ ハザードマップ／土砂災害警戒区域(土石流)に敷地の一部が該当
敷地形状	



※地階：出入口、駐車場、厨房、機械室等



外観（正面エントランス側）



外観（庭園側より）



エントランスホール



吹きぬげ階段



能楽ホール



会議室 1・2



応接室



会議室 3・4



レセプションホール 1



小会議室 1



外観（メインエントランス）



外観



会議室 5



会議室 7



レセプションホール 2

■整備方法の比較

「Ⅰ案：現地建替」と「Ⅱ案：奈良春日野国際フォーラム～薨～への移転」の2つの整備方法を比較する。

「奈良春日野国際フォーラム～薨～」の耐用年数や構造条件を精査し、必要な機能（建築の安全性、資料動線、交通アクセス等）を確保できるかなどの技術的検証や整備コストについて、基本計画において詳細な調査を行ったうえで整備場所を決定する。

	Ⅰ案：現地建替	Ⅱ案：奈良春日野国際フォーラム～薨～への移転
敷地条件等 による整備 可能な施設 規模	約 7,140 m ² ～9,660 m ² ・上記面積以上の増築不可 ・簡易試算による理論値 約 7,140 m ² →2層構造、天井高 5m 以上 約 9,660 m ² →3層構造、天井高 4m 未満 ・高さ制限解除の場合、延床面積約 16,000 m ² 確保可能	約 11,000 m ² （本館、別館含む） ・上記面積以上の増築可 ・能楽ホール約 855 m ² を含む
	立地環境・ アクセス	近鉄奈良駅より徒歩 5 分 ・登大路瓦窯跡の整備計画との調整 （施設配置や整備時期の整理）が 必要
整備工程・ 閉館期間	美術館閉館期間が長期 （6年以上） ・除却の建設工程が発生、除却時点 から閉館必要・躯体コンクリート 新設に伴う、枯らし期間が発生 （打設後 2 夏）	美術館閉館期間が短期 （2～3年程度） ・新美術館の完成まで、現美術館を 開館可能 ・新築工事と比べ、工事期間を短縮 できる可能性 ・既存躯体活用のため、枯らし期間 の短縮が可能
	必要コスト	施設整備費：新築より改修の方が安価になる可能性がある ・除却費：必要 ・新築設計工事費 躯体新築工事 建物全ての材料費等
	工事期間中の収蔵資料の維持管理コスト：移転の方が安価 ・作品移送費：2 回分（現美術館→ 保管場所、保管場所→新美術館） ・工事期間中の保管費用が別途必要	・作品移送費：1 回分（現美術館→ 改修後薨） ・現美術館で資料保管
その他	・登大路瓦窯跡の活用可能性	・能楽ホールの活用可能性 ・県有園地（浮雲園地等）の活用可 可能性

2 新美術館の機能と規模

2-1 必要な諸室・機能

事業活動を展開する上で必要な諸室・機能は以下の通りである。

なお、3つの使命に示したとおり、美術館内で全ての機能を備えるのではなく、機能特性に応じて、県内各地の施設や機能と連携してその機能の実現を目指す。

部門	室名	概要
収集保存	搬入口・トラックヤード、荷解室	・多様な借用資料の搬出入に対応できる規模とスペックを確保
	収蔵庫前室、収蔵庫	・収蔵計画を踏まえ、必要な規模を確保 ・収蔵資料の保存に適した温湿度管理を行う
	一時保管庫（前室含む）	・国内外の美術館からの借用資料の一時保管に対応
調査研究	学芸研究室	・学芸員による調査研究、収蔵資料データベースの運用、文化財 IPM への取組を行う
	書庫	・調査研究に必要な図書等を保管するために必要な規模を確保
	資料閲覧室	・収蔵資料の閲覧に対応する
展示公開	展示室（常設展示室、企画展示室）	・多様な資料を展示でき、大型の展覧会から小規模な展覧会まで柔軟に対応できる展示室 ・収蔵資料の特性に合わせた常設展示室 ・国内外からの借用資料を展示するために必要な設備を備えた企画展示室
	シアター	・イマーシブミュージアムのような体験形映像作品が上映できるシアターの設置。電力や Wifi の設備が整った映像やメディア芸術が上映・展示できる空間
	展示準備室、展示備品倉庫	・展示準備作業を行う ・展示室で使用していない展示什器や備品を補完する
教育普及	スタジオ、ワークショップルーム	・多様な人々が参加するアート・プロジェクトや体験プログラムを開催する際、体験・創作・発表等に利用する
	講座室・会議室	・講座や教室、学校団体への説明等を行う
	ランチルーム	・雨天時の昼食場所
価値創造・交流	展示ギャラリー、備品倉庫、専用搬出入口	・旧・奈良県文化会館で提供していた展示ギャラリーの代替として整備する ・美術館の資料動線と交差しないよう、別途確保

部門	室名	概要
価値創造 ・交流	共同研究室、プロジェクトルーム	・外部研究者や奈良ゆかりの芸術文化に関連する多様な人々との共同研究を展開
	ショールーム	・美術館の活動の中で生み出された新たな商品や技術を展示する
利用者 サービス	エントランスロビー、ミュージアムショップ、カフェ、休憩スペース	・誰でも気軽に利用できる機能を備える
	キッズコーナー、授乳室、コインロッカー、車椅子・ベビーカー等置き場、トイレ、多機能トイレ、救護室、カームダウンルーム	・多様な利用者に対応した機能を備える
管理運営	事務室、会議室、資材庫、倉庫	・美術館全体の庶務を担当するスタッフの他、教育普及担当、渉外担当、商品・教材の開発・制作担当、情報発信担当等のスタッフの執務スペースを確保する
	館長室、応接室	・館長の執務室、VIP 向けの応接室を確保する
	更衣室、給湯室、職員用トイレ	・職員向けのサービス機能を備える
	監視員控室、清掃員控室、清掃用具倉庫	・外部スタッフの控室を備える
	アウトリーチ用資材庫	・アウトリーチで使用する資材を保管する
	屋外用倉庫	・奈良公園内で展開するイベントで使用する資材を保管する
その他	共用	・廊下、エレベータ等
	機械室	・空調や電気等の機械を配置する

2-2 奈良春日野国際フォーラム～薨～の改修に向けた課題

奈良春日野国際フォーラム～薨～の既存施設を活用して新美術館として改修整備を行う場合、現段階で想定される検討課題を以下に整理する。

今後、より詳しい調査や検討を行い、改修方法を検討する必要がある。

①美術館への用途変更にかかる検討課題事項（全体共通）

- ・既存施設の機能は国際会議場であり、美術館として改修する場合は**用途変更**の後、美術館としての全体計画の見直しが必要となる。
- ・どちらも不特定多数が利用する文化施設であるという共通点はあるが、会議場が人の利用を想定した居室中心の構成であることに対して、美術館は美術作品の保管と展示、それに伴う資料の搬出入に係る関連諸室を含めた構成となるた

め、それら美術作品を取り扱う諸室に関しては、各部屋の床荷重や空調条件、内装仕様や防火防犯設備、動線計画等についての**美術館として必要な与条件の検証**を行う必要がある。

- ・用途変更に伴い、**各種設備については全面的な改修**を実施する必要がある。施設躯体については基本構造を活用する前提で、耐震壁等に配慮しながら可能な範囲で、床荷重や各種開口寸法等の改修検討・検証が必要となる。

②立地上の制約と課題（敷地条件）

- ・既存施設は公園内にあり、改修整備にあたっては**公園内の建築条件**や過去の経緯等を踏まえ、敷地内動線の再整備や施設の増築に係る所管部署との協議、検討が必要となる。
- ・既存敷地（藁本館）は**ハザードマップ上のリスク領域**（土砂災害警戒区域／土石流）に一部該当しており、美術品等の文化財を保存公開施設として対応検討が必要。

⇒対応検討例（施設側で対応可能範囲）

- 一土石流の発生源の方向である施設山側については、排水設備を強化、施設開口に防災シャッター設備等を追加。
- 一浸水・土石流リスクの高い1階・地下部分には、資料を常設的に保管する収蔵スペース等を設けない。
- 一借用資料を展示する企画展示室はリスクの少ない2階展示室とする。
- 一常時資料を保管する収蔵スペースについては、ハザードマップリスク対象外の別館 もしくはリスクの少ない本館2階へ計画を行う。

③必要な施設規模確保の課題（延床面積）

- ・既存施設の面積規模は限られており、地下や能楽ホール等の美術館機能として使用できない面積を除く、本館・別館をあわせた**美術館として利用可能な面積と、構想検討による事業活動を行うための望ましい施設規模**とを十分検討する必要がある。必要規模によっては、建物外部の増設等の検討も必要となる。（同敷地への増築については、前項の敷地条件に関する確認要）

④美術作品に取扱いにかかる資料動線の確保（動線計画）

- ・美術館には一般来館者動線と管理者動線に加え、作品や美術品の安全な搬出入のための資料動線の確保が必要となるが、既存施設には資料動線の設定がないため、**新たに資料動線の確保**が必要となる。
- ・本館は、地階の駐車場の有効高さが2.8m（美術輸送トラックが入れない）であることから、**資料搬出入のトラックヤード**を1階または地階に景観に配慮し

つつ増築する必要がある。(同敷地への増築については、前項の敷地条件に関する確認要)

- ・面積、積載荷重等を考えた場合、**別館に収蔵スペース**を設けることが適当と思われるが、その場合、既存の連絡廊下の屋内化等、本館との安全な資料動線の検討が望まれる。

⑤床荷重や資料動線の開口寸法等躯体改修の課題 ※現構造図や構造計算書等からの検討

⑤-1 現状課題

- ・新美術館の展示室や収蔵庫は、一般的に **500kg/m²~1000kg/m²程度の床荷重が必要**となるが、本館会議室やレセプションホール等の主要居室床荷重は構造設計図書の記載から 360kg/m²である。
- ・絵画や工芸品等の中軽量の作品であれば対応可能と想定されるが、大型壁面展示ケースを計画する場合は、構造上有利な設置場所や補強等の検討を行う必要がある。重量のあるブロンズ像等の彫刻作品や大型の可動式ケースの設置はできない、
- ・既存の壁の多くは耐力壁であるため、確保できる**資料動線の有効寸法に制約**(2,150 mm等)がある。

⑤-2 現状課題に対する考察

○水平力(地震力)についての検討

- ・構造計算書から、本建物は**ルート1の強度型の設計**となっている。
- ・ルート1の設計は、柱、耐力壁、雑壁といった耐震要素の水平断面積をある一定程度確保することで耐震性を担保する設計のため、**改修に対しては耐力要素の不足分および荷重増加分に対応する断面積をどこかで確保することで対処が可能。**

⇒今回の計画で展示室等の床荷重を一定程度増やすことや、壁の開口を一定程度広げることが可能と思われる。それらに伴い柱、梁の補強、耐震壁の追加や増し打ち等の補強は発生するものの、いわゆるルート3(保有水平耐力)の設計よりは補強箇所は少ない形で対応できると推定される。

○鉛直力(常時)についての検討

(床の補強)

- ・床荷重の増強が望まれる箇所のスラブ構成は、**1階展示室→ボイドスラブ、2階展示室は格子梁**により合理的な設計がなされている。

⇒ボイドスラブは完結した構造システムであり、また格子梁はX,Y両方向の小梁が協力して支える特殊な構造であり、補強にあたっては検証が必要。(構造原理的には補強できると思われるが、補強事例の確認等を行った上で対応できることを確認する必要がある)(撤去、新設も可能)

○その他の検討

[吹抜の新設に伴う B1 階の梁補強]

- ・施設の基礎は耐圧版による直接基礎で、基礎梁は常時建物重量の反力として地盤から力を受け、それを各柱で押えているような仕組みになっていたため、柱を撤去した場合は、その部分の基礎梁へ補強が必要となる。

⇒撤去自体は可能であるが、柱を撤去する部分の基礎梁が支えるスパンが2倍となり（作用する力は4倍）となるため、基礎梁の補強工事を行う必要がある。

[資料エレベータの増設にかかる屋根の改修]

- ・屋根は通常の鉄骨造であり、通常の改修で対応可能と思われる。

⇒ただし、エレベータのオーバーヘッド等の納まり上、既存の屋根形状を変更しなければならない可能性があり、エレベータの設置場所を含め資料動線や外観意匠及び景観に配慮した設置計画を検討する必要がある。

※上記は蘆本館の構造図及び構造計算書を元にした参考情報である。

（現施設が上記図面の通り施工され、それが維持されていることが前提）

⑥美術館機能、能楽ホール、県民ギャラリーの3機能の連携とすみ分け（機能構成）

- ・既存施設の改修にあたっては、基本となる美術館機能に加えて、**既存能楽ホール及び県民ギャラリー**を付帯機能として検討する必要がある。それぞれに求められる施設要件や運用要件が異なることが想定されるため、それらを整理した上で効果的な連携とすみ分けに配慮した施設計画を検討する必要がある。

⑦文化庁公開承認施設に向けた検討事項（文化庁確認）

- ・新美術館は、取り扱う資料の内容から指定文化財の借用・公開を前提とした文化庁の**公開承認施設基準を満たす仕様**が求められる。
- ・現状で想定される主な課題としては、鉄骨屋根構造にかかる耐火・防火・防水対策、借用資料の公開にかかるトラックヤード、資料動線、一時保管庫、特別展示室の確保等。
- ・改修案件は事例が少なく各課題に関する対応方針、承認可否は文化庁判断によるところが大きいいため、早めの事前協議が望ましい。

3 整備スケジュール

令和8年度に検討する基本計画の方向性にもとづき、PFI事業の導入可能性調査を実施する。その結果を踏まえ選定される整備手法によって、現時点では以下の2つの整備スケジュールが想定される。

具体的な整備スケジュールは、今後の検討を踏まえて、随時、見直しを行うことが必要である。

なお、整備事業の推進の各段階において、広く県民の声を取り入れることを重視し、アンケートやワークショップ、参加体験イベント等を開催し、県民と共に創る機会の充実を図る。

年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
[整備手法] PFIとなった場合	基本計画		PFI事業者選定		設計・工事				開館準備	再開館
	導入可能性調査									
[整備手法] 直営となった場合	基本計画		基本設計	実施設計	工事				開館準備	再開館
	導入可能性調査									

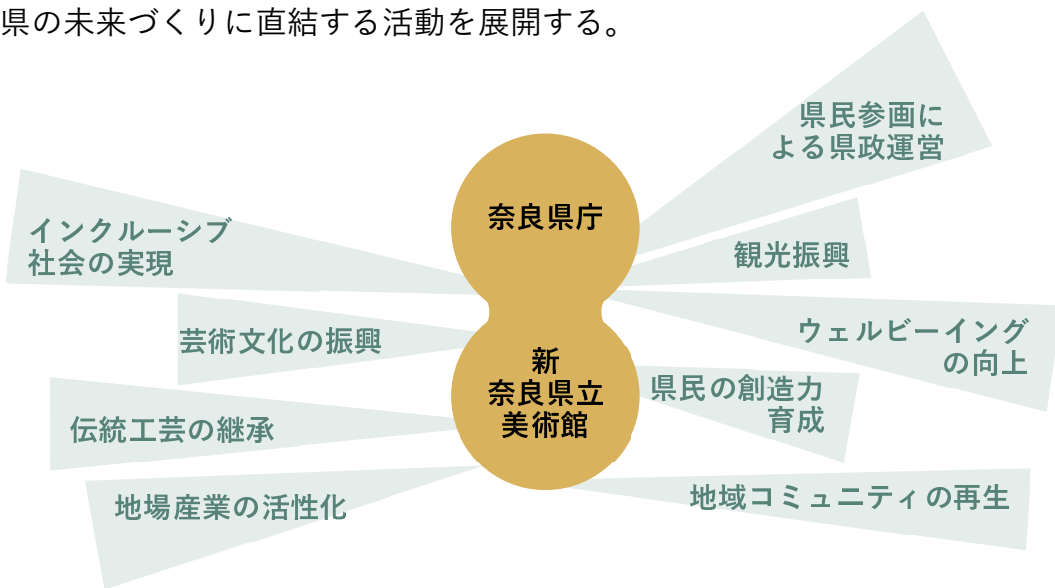
第5章 運営方針

1 運営体制

幅広い事業活動を展開するためには、現美術館における管理運営体制を見直すことも必要である。

①基本理念実現のための県庁との連携体制の構築

新たな奈良県立美術館は、単なる文化施設を脱却し、芸術文化と地域社会とを結びつける結節点となるため、奈良県庁と一体的な活動を展開できる体制を構築し、奈良県の未来づくりに直結する活動を展開する。



②新たな事業を行う担当者と、外部連携の主軸となる担当者の配置

新美術館では、これまでに行ってきた美術館としての基本的な活動に加え、価値創造に関わる幅広い分野の活動を展開することとしている。こうした事業を展開するために必要な全ての人材を美術館内に配置することは困難である。美術館内部に新たな担当者を配置して実施していく事業と、新たな事業を企画し外部の多様な主体との連携によって推進する事業を整理し、美術館内で備えるべき人材を想定する必要がある。

- ・ 新たな事業を行う担当者：学芸員（専門分野（現代アートや伝統的な芸術文化等）をこれまで以上に拡大）、教育普及担当職員、デジタルアーカイブ担当スタッフ
- ・ 外部連携の主軸となる担当者：外部組織の渉外や連携事業の担当スタッフ
- ・ 民間資金導入のためのファンドレイザー 等

③多様な分野の専門家との連携体制の構築

価値創造に関わる幅広い分野の活動を展開する上では、美術館以外の多様な人々や組織との連携が不可欠である。展開する事業の特性に合わせた組織のあり方を検討する。

- ・美術館を所管する部門以外の県庁の各部門との連携体制
- ・奈良県内の文化施設、文化団体との連携体制
- ・奈良ゆかりの芸術文化に関する研究者やアーティスト、民間企業等とのネットワーク
- ・学校教育等との連携体制
- ・情報発信に関わる奈良県庁との連携体制
- ・先進的な取組を実践する組織や大学研究機関（国立アトリサーチセンター、東京藝術大学等）との連携体制 等

④研修制度の充実

多様な専門分野を有するスタッフ同士で、お互いの専門分野に関する情報共有や相互の研修機会を設け、相互理解を深める。また、各専門分野の最新情報や新たなノウハウの取得等の研修機会の充実を図るほか、大学等と連携し、学芸員の専門分野の研究を深めるしくみの導入を検討する。

2 整備運営方法の検討

①PFIによる整備運営の可能性の検討

基本計画にもとづき、PFIによる整備運営の導入可能性調査を実施し、PFI事業の導入方法を具体的に検討する。

②多様な整備運営手法の検討

幅広い事業活動を効率的に展開するためには多様な主体の参画と柔軟な運営が必要となる。今後、地方独立行政法人が運営している美術館等の事例も調査の上、最適な整備運営手法を検討する。

③多様な手法を組み合わせた民間資金の導入拡大

美術館として展開する活発な事業活動を支えるため、民間企業等との多彩な連携事業を導入する。

[民間資金導入例]

- ・ 実行委員会形式によるイベント開催
- ・ 企業からのイベント協賛
- ・ 収蔵資料のライセンス事業
- ・ ユニークベニユーの貸出（イベント開催、民間企業のレセプション、ブライダル会場等）
- ・ 美術館の資源・知財を活かした民間企業との共同開発
- ・ 企業スポンサーシップ、個人メンバーシップ制度
- ・ クラウドファンディング 等

参考資料

奈良県文化創造ギャザリング概要

奈良県では、文化振興に係る諸課題を解決するため、参考となる意見を交換する場として『奈良県文化創造ギャザリング』を設置している。令和7年度は「奈良県立美術館整備基本構想の策定について」をテーマに有識者の方々を交え、当意見交換会を実施した。

[委員名簿]

(順不同)

氏名	役職
青柳 正規	奈良県立橿原考古学研究所長
藪内 佐斗司	奈良県立美術館長
千田 稔	奈良県立図書情報館長
井上 洋一	奈良国立博物館長
太下 義之	東京藝術大学客員教授
長門 佐季	神奈川県立近代美術館長
磯部 洋子	sPods 株式会社 Founder
大月 信彦	sPods 株式会社 Co-Founder

[開催概要]

タイトル	議題
<p>第1回 奈良県文化創造ギャザリング 日付：令和7年8月29日（金） 14:00—16:00 会場：奈良県庁5階 秘書課第1応接室</p>	<p>奈良県立美術館整備基本構想の策定について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 昨年度のこども・若者からの意見を受けての取組にかかること <ol style="list-style-type: none"> ① コレクション展「わたしたちのびじゅつかん ～きて・みて・はなして→たいけんする美術展～」 2. 奈良県立美術館整備基本構想の策定にかかること <ol style="list-style-type: none"> ① 美術館の方向性 ② 美術館の展示の考え方 ③ 美術館の機能 ④ 美術館の立地
<p>第2回 奈良県文化創造ギャザリング 日付：令和7年11月17日（月） 14:00—16:00 会場：奈良県庁5階 秘書課第1応接室</p>	<p>奈良県立美術館整備基本構想の策定について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現地建替と葺移転の比較について <ol style="list-style-type: none"> ① 葺移転の魅力 ② 葺移転の課題と懸念点 2. 奈良県立美術館の活動方針について <ol style="list-style-type: none"> ① 新しい美術館像の提案
<p>第3回 奈良県文化創造ギャザリング 日付：令和8年3月23日（月） 13:00—14:30 会場：奈良県庁5階 秘書課第1応接室</p>	<p>奈良県立美術館整備基本構想の策定について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 奈良県立美術館の活動方針について <ol style="list-style-type: none"> ① 美術館の目指す方向性 ② 運営体制について